

東北地区大学サッカー連盟規約

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本連盟は、東北地区大学サッカー連盟と称する。

(統 轄)

第 2 条 本連盟は、全日本大学サッカー連盟の統轄を受ける。

(事務局)

第 3 条 本連盟の事務局は、連盟委員長の所属する大学内におく。

第 2 章 目 的

第 4 条 本連盟は、加盟チーム相互の連携協調をはかり、東北における大学サッカーの総合的發展に寄することを目的とする。

第 3 章 事 業

第 5 条 本連盟は、第 4 条の目的を達成する為に、次の事業を行う。

1. 東北地区大学サッカーリーグ
2. 東北地区大学サッカー選手権
3. サッカー競技・技術の研究及び指導
4. その他、本連盟の目的達成に必要な事業

第 4 章 組 織

第 6 条 本連盟は、財団法人日本サッカー協会基本規約第 3 章所属団体第 2 節加盟チーム第 5 0 条に基づく第 1 種の加盟チームであって、東北サッカー協会管轄地域に所在するチームをもって組織する。この連盟に加盟しようとするチームは、第 4 条の目的を達成するために必要な条件を備えたチームでなければならない。

第 5 章 役員及び連盟委員

(役 員)

第 7 条 本連盟には、次の役員をおく。

会長（1名）、副会長（若干名）、連盟委員長（1名）、連盟副委員長（若干名）、
監事（2名）

(会長、副会長、連盟委員長、連盟副委員長及び監事の選任)

第 8 条 会長、副会長、連盟委員長、連盟副委員長及び監事は、大学委員会の推薦に基づき大学連盟総会の承認を経て選出する。

第 9 条 本連盟に、名誉会長及び顧問・参与を置くことができる。

2名名誉会長及び顧問・参与は、会長又は大学連盟総会の諮問に応じ、当連盟の重要事項に参画することができる。

(連盟委員の選任)

第10条 加盟チームは代表責任者(部長、監督、コーチ)1名、学生代表者1名の計2名を連盟委員として選出する。

2 連盟委員長は、学識経験者の中から連盟委員を若干名選出することができる。

(会長の職務)

第11条 会長は、本連盟を総理し、本連盟を代表する。

(副会長の職務)

第12条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する。

(連盟委員長の職務)

第13条 連盟委員長は、本連盟における業務を統括し、大学委員会の委員長を兼務する。

(連盟副委員長の職務)

第14条 連盟副委員長は、連盟委員長を補佐し、連盟委員長に事故あるときはこれを代理する。

(監事の職務)

第15条 監事は、本連盟の業務執行状況ならびに財務状況を監査する。なお、必要があるときは、会長または連盟委員長に対し、助言または提言する。

(連盟委員の職務)

第16条 連盟委員は、本連盟における業務を遂行しなければならない。

(役員及び連盟委員の任期)

第17条 役員及び連盟委員の任期は2年間とし、再任を妨げない。任期は、改選時の次年度の4月1日から始まるものとする。

2 補欠または増員により選任された役員及び連盟委員の任期は、前任者または現任者の残存期間とする。

3 各チーム代表責任者の任期は2年、学生代表者の任期は1年とし重複は妨げない。任期中に責任代表者、学生代表者が交代した時は当該選出母体のチームより選出された新たな代表者が残任期間の役員となる。

第6章 顧問及び参与

(顧問及び参与の選任)

第18条 本連盟には、顧問及び参与をおくことができる。顧問及び参与は、大学委員会の推薦に基づき連盟総会の承認を経て会長が委嘱する。

(顧問及び参与の職務)

第19条 顧問及び参与は、会長及び連盟総会、大学委員会、学生委員会の諮問に応じる。

第7章 会議

(連盟総会の構成)

第20条 連盟総会は、役員、連盟委員をもって構成し、本連盟の最高決議機関とする。

(連盟総会の招集・議長・定足数等)

第21条 連盟総会は、年2回会長が召集する。また、会長が必要と認めたとき及び連盟委員の3分の1以上が会議開催の理由を示して請求した時には、会長は臨時に連盟総会を招集しなければならない。

2 連盟総会の議長は会長とし、会長不在の場合は役員が代行する。

3 連盟総会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ成立しない。連盟総会に出席できない連盟委員は、委任状を提出して代理人を指名し表決を委任することができる。

4 連盟総会の議決は出席者（委任状を含む）の過半数を持って決するが、可否同数の場合は議長の決するところによる。

5 議決権は、加盟各チーム1票とする。

第22条 連盟総会は次の事項を審議決定する。

- 1) 役員の選出
- 2) 事業計画及び事業報告
- 3) 予算及び決算
- 4) 本規約の改廃
- 5) その他議決を要する重要事項

第 8 章 専門委員会

(専門委員会)

第23条 本連盟には、業務処理のために次の専門委員会をおく。

- 1) 大学委員会
- 2) 学生委員会

(大学委員会)

第24条 大学委員会は、加盟各チームの代表責任者及び連盟委員長選出の委員によって構成され、以下の3部門の連盟業務をおこなう。

- 1) 総務部
- 2) 技術部
- 3) 規律・フェアプレー部

(大学委員会総務部の職務)

第25条 大学委員会総務部は、連盟業務全般について担当する。

(大学委員会技術部の職務)

第26条 大学委員会技術部は、全日本大学連盟技術委員会の指導の下、本連盟の競技・技術の普及・発展、学生選抜の組織運営について担当する。

(大学委員会規律・フェアプレー部の職務)

第27条 大学委員会規律・フェアプレー部は、規律・フェアプレーについて担当する。

(学生委員会)

第28条 学生委員会は、加盟各チームの学生代表者の委員によって構成され大学委員会の指導、助言のもとに、東北地区大学選手権、東北地区大学リーグの運営につ

いて担当する。

2 学生委員会運営責任者として、幹事長 1 名、副幹事長若干名を選出し、幹事長、副幹事長は、学生委員会の運営を総括する。

第 9 章 会計

第 29 条 本連盟の収入は、次にあげるものをもって充てる。

- 1) 東北サッカー協会からの助成金
- 2) 加盟チームの負担金
- 3) 事業収支
- 4) 寄付金
- 5) その他

第 30 条 本連盟の会計年度は、東北サッカー協会の会計年度に準ずる。

附則

第 31 条 本規約の改廃は連盟総会出席者の 2 / 3 以上の同意を得なければならない。

2 本規約は、昭和 51 年 4 月 8 日から施行する。

改正

本規約は昭和 51 年 4 月 8 日より施行する。

本規約は昭和 58 年 5 月 29 日より改正施行される。

本規約は平成 18 年 3 月 21 日より改正施行される。

本規約は平成 20 年 6 月 27 日より改正施行される。

本規約は平成 21 年 7 月 3 日より改正施行される。

本規約は平成 22 年 12 月 4 日より改正施行される。